

第三者評価結果の公表事項（乳児院）

①第三者評価機関名

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

S15149 SK15224

③施設の情報

名称：	神愛館	種別	乳児院
代表者氏名：	山下 茂雄	定員（利用人数）：	29名
所在地：	〒762-0056 坂出市中央町8-58		
TEL：	0877-85-3133	ホームページ：	http://kagawa-kids.org/
【施設の概要】			
開設年月日	1947年8月21日		
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 イエス団		
職員数	常勤職員：	36名	非常勤職員 名
専門職員	社会福祉士	1名	看護師 4名
	臨床心理士	1名	保育士 19名
	管理栄養士	1名	栄養士 3名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）	

④理念・基本方針

基本理念

「隣人を自分のように愛しなさい」（ルカ10:27）

基本方針

- ・ 「子どもの権利条約」の理念を大事に受けとめ、「神愛館人権ガイドライン」にそって子どもたち一人ひとりの「いのち」を尊ぶ。
- ・ 子どもたちが、家庭的雰囲気の中で、安心して健やかに成長できるように、小規模グループケアを行う。
- ・ 保護者が安心して子どもを預けられるように保育士、看護師、栄養士、家庭支援専門員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員などの専門職がチームとして養育に当たる。
- ・ 子どもの視点に立って「気づき」を大切に、専門職としての質の向上（人間性、専門性）に努める。
- ・ 保護者が抱える痛み（養育不安、精神的不安など）に寄り添えるように、家庭支援専門員、心理療法担当職員などがサポートする。
- ・ 地域で子育てしている保護者を支援するために、「子育て短期支援事業」を行う。
- ・ 保育士養校や里親研修などの実習受け入れを積極的に行う。
- ・ 関係機関と協働して、子どもの家庭復帰の促進、里親への支援を推進する。
- ・ 「地域支援センター 友愛館」と協働して、「いのち」が大切にされる平和な社会の実現に努める。

⑤施設の特徴的な取り組み

地域支援センター「友愛館」と協働して、子育て支援事業を行っている。

④総評

◇特に評価が高い点

子ども一人ひとりの「命」を尊び、安心して健やかに成長できるようハード面、ソフト面で配慮された養育支援を目指している。

(1) 施設の移転新築に伴い、施設長のリーダーシップのもと地域での特徴や変化等の経営環境を分析して、中・長期的なビジョンと運営計画を目指している。

(2) 入所児童の安心・安全な養育支援に向けて、リスクマネジメント体制が整っている。嘱託医師をはじめ職員間で連携して感染症予防に努めている。また地域の医療機関と連携して健康管理に努めている。

(3) 入所している乳幼児の成長を細やかに記録保存して、保護者の面会や退所時に渡して、一緒に成長を確認し共有している。保護者にとって非常に大切な情報となっている。

(4) 事業所の地理的条件が良く、職員の求人や安定的就労に繋がっている。

◇改善が求められる点

(1) 職員一人ひとりの育成に向けた計画的、継続的な研修・取り組みの推進、職員の教育・研修に関する基本方針や計画による取り組みを推進するよう望む。

(2) 養育支援の継続性とアフターケア
保護者が相談しやすい環境を整備して、保護者への養育支援とアフターケアを行うよう望む。

(3) 地域の福祉ニーズの確認と期待される公益的な事業活動の推進
地域の福祉ニーズを確認して、関係機関と連携して地域貢献活動を推進するよう望む。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

神愛館は、2015年3月に豊島から坂出市に移転し、新しく多くの職員を迎えました。また、養育形態も小規模グループケアとなり、文字通り新しい歩みを始めました。今回の受審は、そのような試行錯誤の中での受審であり、子どもたちの最善の利益を優先した施設造りの多くの視点を与えられたと思っています。優先課題を共有しながら、一歩ずつ前を向いた歩みをなしていきたいと願っています。

評価結果表（乳児院）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果	コメント
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	理念や基本方針は、「基本理念・方針についての小さな解説書」として作成され、パンフレットやホームページで周知が図られている。事業所内では、職員の新人研修で周知している。職員への周知状況の確認する取り組みや保護者用パンフレットでの説明周知について、具体的な取り組みを期待したい。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果	コメント
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	全国乳児院協議会の機関紙や研修会を通じて、社会福祉の動向を把握している。施設が土庄町から坂出市に移転新築し、施設経営を取り巻く環境や条件が大きく変化しており、地域の各種福祉計画や地域の人的・物的・社会的条件の把握と利用者ニーズを分析を期待したい。
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	これからの乳児院に求められる養育・支援の質の向上には、人材の確保と育成が重要と認識して経営している。小規模グループケアの養育形態への変化に対応した経営課題への取り組みの重要性が、法人経営会議で共有されている。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果	コメント
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人の理念の実現に向けた中・長期的なビジョンとして、「神愛館3か年計画2017年～2019年」を策定している。「3か年計画」は、①法人理念、②運営管理・経営面、③施設面、④事業内容、⑤その他の5項目について、目標を記載し、神愛館3か年計画は、職員会議等で職員に周知されている。
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	事業計画は、「神愛館3か年計画2017年～2019年」をもとに、法人の理念の実現という視点から、具体的な目標が設定されている。地域や保護者を念頭に置き、事業計画の内容に掲載すべき内容の検討を期待したい。
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業所が、坂出市内に新築移転して新たな歴史を歩み始めて日が浅いため、ハード面・ソフト面（職員配置等）で、施設長による把握と判断に頼るところが大きく、「3か年計画」及び事業計画は施設長が作成し、主任会や全体会議で説明し、職員からの意見を聞く形で作成されている。事業計画策定に職員が主体的に参加し、組織的に事業計画を策定する取り組みを期待したい。

②	7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c	保護者に事業内容を口頭で説明しているが、事業計画の主な内容が、保護者に周知され、理解されているといい難い状態である。事業計画を保護者に周知し、理解を促す取り組みを期待したい。
---	-----------------------------	---	---

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果	コメント
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	「養育計画」、「自立支援計画」を作成して、人権ガイドラインに基づいた養育・支援を行っている。日常の実践は、グループ会議においてケース会として点検評価されている。3か年に一度、第三者評価を受審している。
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	施設として自己評価、第三者評価の取り組みを、重要課題として位置づけしており、各種会議を通じて課題の共有化はされている。評価結果に基づく課題の分析及び改善の取り組み(改善計画と実践)が、今後の課題である。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果	コメント
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	施設長の役割と責任について、運営管理の「基本理念・方針についての小さな解説書」で明確にしている。施設長の役割と責任について職員会議の場で表明している。施設長の不在時や有事の際の施設長の役割と責任は、マニュアルで明確にされている。施設長の役割と責任について、ホームページなどで公表を期待したい。
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	施設長は、法令順守に関する研修会に参加し、施設運営に関する法令順守する取り組みに積極的に取り組んでいる。職員に対して、法令の理解と遵守について研修を実施するなど、具体的な取り組みを期待したい。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	施設長は、養育・支援の質の向上のために、グループ会議等の定例会議に参加し、職員の意見に耳を傾け、アドバイスしている。養育・支援の質の向上について、自ら研修会に積極的に参加するとともに、職員の教育・研修の機会を確保している。
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	施設の理念や基本方針の実現に向けて、職員が確保されていて、職員が働きやすい環境整備に取り組んでいる。職員会議等を通じて経営や業務の実効性を高める意識形成を図る取り組みが望まれる。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果	コメント
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	坂出市への移転新築に伴い、福祉人材(養育支援に関わる新たな専門職を含む)が確保しやすくなった。今後、定着に向けての人材育成や専門職間の連携を図るための取り組みを期待したい。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b	「期待する職員像」は、理念・方針及び「神愛館人権ガイドライン」「人権チェックリスト」により明確にしている。人事考課制は未導入であるが、資格取得による昇給は実施し、個人面談を実施し、その結果を主任会やリーダー会において分析している。人事考課制度やキャリアパス制度の実施の検討を期待したい。
---	---------------------	---	---

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータは、施設長と統括主任が把握している。健康検診等、予防接種、親睦会の開催など取り組みがある。職員の定着を図るために、労働環境の改善や福利厚生充実など、働きやすい職場づくりのための具体的な取り組みを期待したい。
---	---------------------------------------	---	---

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	施設長による個別面談を実施し、一年間の振り返りを行っている。職員一人ひとりの目標管理の仕組みを構築し、自己評価する機会の整備を期待したい。
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	研修計画を策定し、研修を実施し、基本方針に職員が必要とする専門技術や専門資格を明記している。教育・研修に関する基本方針の策定を期待したい。
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	新任研修は実施されているが、外部研修への参加に配慮する等、職員の研修機会の確保に努めている。新任研修は実施されているが、階層別研修やテーマ別の研修プログラムの構築を期待したい。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生の教育・育成支援に関するマニュアルを作成し、実習生を積極的に受け入れしている。指導者に対する研修は実施していないが、指導項目を記載した「チェックリスト」を作成し、実習についての学校との連携の中で育成に努めている。
---	---	---	---

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果	コメント
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	施設運営の理念・基本方針、実際の保育サービス状況は、事業計画、事業報告等をホームページに掲載している。3年に一度、第三者評価を受審し、評価結果を公表し、運営の透明性の確保に努めている。地域への情報公開の現状を分析し、具体的な取り組みを行うこと期待したい。
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任は、「職務分掌表」で明確にされているが、職員への周知と理解に課題がある。経理については会計士に相談・助言を得ている。定期的に内部監査を実施するとともに、公認会計士による外部監査を実施して透明性の高い経営が行われている。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果	コメント
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域とのかかわり方について、基本的なスタンスがとりにくい面があって、文書化はされていないもののボランティアの協力を得たり、地域支援センターとの連携の中で、地域との交流を行っている。
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア受け入れの基本姿勢は明文化し、ボランティアの受け入れに関してマニュアルが整備されている。香川県福祉人材センターが実施している中・高生の職場体験に積極的に協力している。地域の学校教育等への協力についての基本施設の明文化を期待したい。
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	行政機関や医療機関など、社会資源のリストを作成し、児童相談所をはじめ地域の関係機関・団体と連携して地域でのネットワークに取り組んでいる。
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b	隣接する地域支援センターと連携し、相談事業や地域との交流事業、虐待や子育てをテーマに講演会を行っている。災害時の地域における役割の確認をしている。
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	ショートステイ、レスパイト事業を実施している。地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業は、隣接する地域支援センターの事業に職員が参画している。ひろば事業「ぼっぽ広場」、坂出市の「発達支援保護者交流事業「ほこつじ教室」、個別養育相談事業「にじ」、地域交流事業「オーリーブの会」、その他子育て支援「講演会」などに取り組んでいる。乳児院として、地域の福祉ニーズを把握し、乳児院としての地域貢献活動の検討を期待したい。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果	コメント
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	理念や基本方針を基に、子どもを尊重した養育マニュアルを作成し、職員に配付している。職員が理解して実践するための取り組みとしては、「人権ガイドライン」や「倫理綱領」の規程の確認、研修を行っている。職員は、毎月「人権チェックリスト」による自己評価を行っている。
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b	養育マニュアルにプライバシー保護についての記載がある。子どもの虐待防止等のマニュアルや規程を整備し、新人研修でプライバシー保護について、職員に周知を図っている。職員は、「人権チェックリスト」で毎月、自己評価を行っている。「施設内の不適切行為・虐待行為防止に関する規程」を整備し、不適切な事案が発生した場合の対応方法等が記載されている。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b	施設入所予定の保護者に理念や基本方針、施設の特性を紹介したパンフレット等の資料を配布し、不安がないよう情報提供している。施設見学の際には、施設入所への不安について聞き取りを行っている。
②	31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	b	養育・支援の開始・過程で離乳食やりハビリ等の際に、保護者が分かりやすいように資料を工夫して説明している。保護者の理解や同意、意思決定等に課題がある場合は、児童相談所と連携している。
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a	他の施設や地域・家庭への移行への養育支援の手順(引継ぎ)のマニュアルにそって、家庭支援相談員が窓口となって支援の継続性に配慮した対応をしている。

(3)	子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果	コメント
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	子どもとの日常の関わり(保育)において、子どもが満足できるように支援や実践に配慮しているが、辛抱したり協力し合う取り組みも大切であり、辛抱と満足の調和のとれた実践(支援)を期待したい。

(4)	保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	保護者が苦情を申し出やすいよう「ご意見箱」を設置し、苦情受付担当者・苦情解決責任者、第三者委員の設置等、苦情解決の仕組みは確立している。苦情解決の仕組みは、法人ホームページに掲載している。苦情解決の仕組みを説明した資料の保護者への配付を期待したい。
②	35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	「保護者のみなさま」への中で相談について説明を記載し、入所時に保護者に周知している。保護者が相談しやすいスペースとして応接室を確保しているが、保護者が相談しやすい環境整備(保護者への周知と活用のしやすさ)の検討を期待したい。
③	36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	保護者からの相談や意見を把握するため、意見箱を設置している。保護者からの相談に対しては、対応マニュアルの手順により保護者との信頼関係を築くことを基本にし、保護者の意見を積極的に把握し、迅速に対応するよう努めている。

(5)	安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行わ	第三者 評価結果	コメント
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	「乳幼児の事故予防マニュアル」を作成し、事故発生時の対応と安全確保、手順を明示し、職員会議や新人研修で職員に周知している。子どもの安心と安全取り組みとしてヒヤリハット・危機管理委員会を設置し、危険箇所マップを作成して、改善策を検討している。日本赤十字社を講師とする研修を実施している。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症予防と発生時の対応マニュアルを作成して、看護師を中心に職員それぞれの役割と責任を周知して、子どもの感染症予防や安全確保に取り組んでいる。嘱託医師や日本赤十字社を講師に招き、定期的な研修を行っており、適切な対応がスムーズにできるよう知識と技術の向上に努めている。
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	危機管理マニュアルを作成し、防災バック・避難グッズを載せた避難用の乳母車を配置し、食糧等の備蓄などの災害対策を行っている。大規模震災など、具体的な災害を想定しての対応や訓練の実施を期待したい。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果	コメント
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b	子どもの尊重や権利擁護等に配慮し、養育支援の質にばらつきがないように、養育マニュアルを作成している。標準的な養育・支援が確保されるよう研修や各種会議で確認しながら養育・支援が実施されている。必要に応じてマニュアルの見直しがされている。標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	養育支援の実施方法のマニュアルは、ホーム会議やグループ会議等で、3か月ごとに見直している。保護者からの意見や提案があれば、見直しに反映する仕組みになっている。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b	入所児童の個別支援計画の責任者は、施設長が担っている。個別的な支援計画の策定には施設長をはじめ保育士、心理士、看護師等様々な職種の関係職員が参加して協議し、アセスメントが実施されている。自立支援計画は、子どものニーズが把握されているが、保護者の意向の把握と同意に課題がある。
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b	自立支援計画の定期的な見直しを行う時期、保護者の同意と意向確認、検討会議の参加職員等、組織的な仕組みを定めて行っている。自立支援計画の職員へ周知、定期的な自立支援計画の見直しをしている。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	自立支援計画に基づき、関係する職員がチームで支援し、実施状況を記録して、職員全員が情報共有できるようにしている。日常の養育支援の中で、病気・ケガ・心理的不安定の場合等は、重要性を認識して、共有している。個人情報としての記録の管理が課題であると考えている。
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	子どもに関する情報や記録の管理について、法人の諸規程で定めており、記録の管理者が設置されている。個人情報保護の観点で、職員に対する教育や研修を行い、個人情報についての誓約書の提出を求めている。

内容評価基準（22項目） A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果	コメント
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b	「神愛館の基本方針」の中で、「子どもの権利条約」の理念を大事に受けとめ、「神愛館 人権ガイドライン」にそって子どもたち一人ひとりの「いのち」を尊ぶ。」が明記されている。施設長が、全体会議で、「子どもの権利条約」や施設における人権擁護について説明している。「人権ガイドライン」に基づく「人権チェックリスト」により、職員が毎月点検するなど、職員の質の向上に取り組んでいる。

(2) 被措置児童等虐待対応

①	A2 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a	「神愛館基本方針」に則り、「人権ガイドライン」に基づく「人権チェックリスト」により、自己チェックを毎月実施している。虐待や不適切な行為に対する処分は、規程に明記されている。具体的には呼び捨てにしないなど、職員が陥りやすい場面や状況時には職員自らがSOSを発し、クールダウンできるように取り組んでいる。チーム会議やグループ会議で、常に議題として取り上げている。
②	A3 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b	「施設内の不適切行為・虐待行為防止に関する規程」にそって、子どもに対する不適切なかかわり防止と早期発見に取り組む仕組みを整備している。具体例の検討は、チームごとの振り返りだけでなく、他のチームと共有し、職員全体に徹底できるよう取り組んでいる。職員や子どもの気にかかる声や音が聞こえた時は、職種に関わらず、他の場所にいる職員が見守りし、見逃さないよう取り組んでいる。
③	A4 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b	「施設内の不適切行為・虐待行為防止に関する規程」の中に、虐待の届出、通告について明記し、対応マニュアルを作成している。規程に基づいて誠実に対応するため、「事故処理委員会」を設置している。施設長が、研修会で虐待の届出、通告について周知している。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果	コメント
①	A5 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育てている。	a	アタッチメント(愛着関係の育み)は、法人の理念の基本であり、職員への研修を実施している。入所児はすべて担当養育制により、少人数で日常が過ごせるチーム制を採用している。特別な配慮を必要としない限り、退所まで行っている。担当者との個別的な関わりを持つ外出(散歩、買い物、誕生日祝い)、個別室でゆっくり二人で過ごす機会を設けている。保護者との個別の面会室や保護者の宿泊設備を整備している。被虐待の経験を持つ子どもには、入所時に心理担当職によるアセスメントを基に、関わりを配慮している。

②	A6 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a	「養育マニュアル」や発達に合った生活リズムにそって取り組んでいる。居室と共有の広いフロアで、安全に身体を動かして遊ぶことができる。施設に緑地帯が隣接しており、日常生活の中で常に自然とふれあえ、安心して散歩に出かけることができる。衣類、コップなど個別化し、衣服は戸棚から自分で選ぶことができるように工夫し、自己決定の尊重に努めている。居室には、年齢に合った玩具を棚に備え、選んで遊べるようにしている。誕生日などのプレゼントや購入した玩具は、個々の子どものものとしている。
③	A7 子どもの発達を支援する環境を整えている。	b	施設内での各専門職(心理担当職、看護師、栄養士)のアセスメントを参考にし、アタッチメントを根底にした養育に取り組んでいる。施設外の専門機関との連携(通所、助言指導)体制が整備し、子どもからの働きかけや、問いかけには、応答することを欠かさないように心がけている。

(2) 食生活

①	A8 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a	養育マニュアルに発達に応じた授乳の量、時間、排気のさせ方を、具体的に記載している。職員はマニュアルを所有し、マニュアルを理解できるようにしている。授乳は、静かな環境の別室で、1対1で対応している。授乳の困難な子どもは、かかりつけの専門医に相談し、医師の助言により授乳を工夫している。
②	A9 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a	養育マニュアルに、成長と時期における具体的な取り組みを記載している。離乳食から固形食への移行段階で、新しい食べ物を試みる際には、緊急の場合を想定し、かかりつけ医が対応できる土・日曜日に行っている。食事時には、栄養士や調理員も食事の介助を行い、子どもの状況を把握している。
③	A10 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a	夕食は、入浴後に居室ごとに落ち着いて食事が採れるようにしている。コップや茶碗は個別化している。目の前で盛り付け、体調を考え調節して無理強いせず、完食の満足感を充足させるよう配慮している。絵本に描かれた食物を、買い物に行ったり、野菜採りをして、食物への関心意欲を育てるようにしている。クッションを使用し、椅子の高さを調節して、楽な姿勢で食べられるよう
④	A11 栄養管理に十分な注意を払っている。	a	食事の取り組みを施設の最重点課題に掲げ、栄養士が工夫している。食品、特に米、しょうゆ、砂糖の添加物には注意して選び、季節の食品には、旬の物を献立に取り入れている。体調が不調、疾病やアレルギーがある子ども等への食事時には、ダブルチェックで確認するなど、個別対応をしている。また、アレルギー食の代替え、除去食のテストは、看護師が中心となり、かかりつけ医と連携体制を整えている。週一度のおやつ作り、平日の昼食時には、居室で調理員が調理している。中庭で野菜作りをし、収穫して食材とする等の食育への取り組みを行っている。

(3) 衣生活

①	A12 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a	衣服は、個人別に収納して、子どもが自由に選べるようにしている。子どもの成長にあわせて、公費で衣服を購入しており、個々に合った衣類の買い物に子どもと一緒にいる。材質や活動性に応じた衣服を選ぶよう努めており、体質により綿素材を選び、洗剤を選択している。気候により室温を調節しているが、子ども一人ひとりにあわせて、脱着に注意している。
---	--	---	--

(4) 睡眠

①	A13 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a	安心して快適に十分な睡眠をとれるよう環境(同じ場所、同じ寝具、温湿度、明暗)を整えている。睡眠時には、横により添う、絵本読み、オルゴールの音楽、縫いぐるみなど、個々の子どもの状況にあわせて対応をしている。睡眠中は5分ごとにチェックし、ベビーセンサーによる確認と記録を残している。
---	--------------------------------	---	---

(5) 入浴・沐浴

①	A14 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a	入浴支援は、養育マニュアルによって取り組んでいる。毎日、夕方に好みの玩具を用意し、職員とゆったり湯船につかっている。危険のないよう、注意を払い、浴室の安全について配慮している。石鹸、タオル類は、アレルギー体質に配慮して、自然のもの、柔らかいガーゼを使用している。
---	--------------------------	---	---

(6) 排泄

①	A15 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a	養育マニュアルによって、発達、性別による支援に取り組んでいる。おむつ交換の際には、心地よくなるよう言葉かけやマッサージを行い、おむつ交換の場所は他の人から死角になるようプライバシーに配慮している。絵本で排泄に興味を持てるよう試み、一人ひとりの課題達成には、シール貼り等で意欲を持たせている。
---	------------------------------	---	---

(7) 遊び

①	A16 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a	居室ごとに玩具棚を備え、自由に取り出して遊べるようにしている。居室から広いサンルームへ出て遊ぶことができ、遊び場が広がるようにしている。外界への関心が広がるように近くの緑地帯、海、乗り物見学などに外出している。中庭での自然に触れての遊びを提供している。
---	----------------------------------	---	--

(8) 健康

①	A17 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a	マニュアルに沿って対応している。入所時に、児童相談所の調書、かかりつけ医、看護師によって状況を把握、共有するようにしている。看護日誌、チームにおける記録で状況の変化、対応が把握できるようになっている。嘱託医に年4回の健診をお願いし、日常的な配慮面の知識を深めるための研修会が開かれている。かかりつけ医とは看護師が常に連絡を取り、エリアの専門小児関係医療機関で迅速に受診し、治療を受けている。
---	--	---	---

②	A18 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a	法定予防接種、ワクチン接種を公費で接種している。SIDS予防の対策(15分ごと見守り、センサー設置)のうえ、かかりつけ医に受診できるようにしている。アレルギー源の検査を受け、記録に残して共有している。年4回の定期健康診査を実施し、乳児は月1回受診している。子どもの状況は、看護日誌、健康記録、個人記録に記録し、職員が共有できるようにしている。些細な状況の変化にも、かかりつけ医に助言を仰ぎ、指示により定期的受診、専門医療機関のリハビリテーション、言語療法に通っている。
---	---	---	--

(9) 心理的ケア

①	A19 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b	心理担当職員が配置されており、入所児の自立支援計画には、心理担当職員の支援内容を明示している。プレイセラピーの部屋を整備し、プレイセラピーを実施している。心理担当職員は、グループ会議に出席し、心理職としてアドバイスし、職員からの個別相談に応じている。固定した外部からのスーパーバイズを受ける体制ではないが、児童相談所で定期的実施されている心理職のグループスーパービジョンに事例を提出し、スーパーバイズを受けている。保護者への心理的ケアが、今後の課題となっている。
---	------------------------------	---	---

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A20 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b	家族への相談窓口は、家庭支援相談員が担い、信頼関係を築いている。入所以前に児童相談所と情報交換し、職員へ情報を伝え共有している。保護者に、毎月写真に子どもの成長についての手紙を添えて送付している。質問欄やアンケート用紙で、家族の相談に応じており、手紙を添えることで、面会につながった例がある。個別面接への働きかけは行っていないが、面会時には介護の実際や離乳食の指導をしている。保護者からの夜間の緊急の連絡は、児童相談所を介して行っている。
---	---	---	---

(12) スーパービジョン体制

①	A22 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b	基幹的職員は配置している。各グループでのユニットリーダーによるグループスーパービジョンが主体となっている。組織としてスーパービジョンが、組み込まれていないので、グループでのスーパーバイザーとなっているユニットリーダーの研修の充実や外部のスーパーバイザーの活用などの検討を期待したい。
---	--	---	---